

令和8年度蓮華寺池公園花回廊イルミネーション設置等業務委託プロポーザル方式実施要領

この要領は、令和8年度蓮華寺池公園花回廊イルミネーション設置等業務委託の契約候補事業者を、プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務目的

本業務は、蓮華寺池公園内にイルミネーションを設置し彩ることで、来園者に癒しと憩いの場を提供するとともに、公園の魅力を市内外に発信することを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託業務の名称

「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン掲載事業（JR駅前等賑わい創出事業）」
令和8年度蓮華寺池公園花回廊イルミネーション設置等業務委託

(2) 業務内容

蓮華寺池公園花回廊イルミネーション設置等業務委託仕様書（別紙2）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
うち、点灯期間は、令和8年11月19日（木）から令和9年2月28日（日）まで

(4) 実施形式

公募型プロポーザル

(5) 委託額の上限

金4,700,000円（消費税および地方消費税含む）

(6) 支払条件

業務完了後に契約代金を支払う。
適法な支払いは請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

4 スケジュール

内 容	期 間
実施要領の公表	令和8年6月15日（月）
質問提出期限	令和8年6月22日（月）午後5時必着
質問回答掲示	令和8年6月23日（火）
参加申込書等提出期間	令和8年6月15日（月）～6月25日（木）
参加資格審査結果通知	令和8年6月15日（月）～6月26日（金）
企画提案書等提出期間	令和8年6月15日（月）～7月8日（水）
プレゼンテーション（審査会）	令和8年7月15日（水）時間は後日通知
審査結果通知	令和8年7月17日（金）
随意契約締結・業務着手	令和8年7月24日（金）

5 質問の受付及び回答

（1）質問書の提出

任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールにより提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。

（2）提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時（必着）

（3）提出先

藤枝市都市建設部花と緑の課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所東館2階

Eメール：midori@city.fujieda.shizuoka.jp

（4）質問に対する回答

市HPにて質問回答掲示

（5）回答掲示日

令和8年6月23日（火）

（6）説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

（1）参加申込書等提出書類（各1部）

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 同種・類似業務実績調書（第2号様式）

（2）企画提案書等提出書類

ア 企画提案書（様式は任意・A4版（A3折込可））（7部）

イ 見積書及び見積明細書（1部）※消費税及び地方消費税を含む額とすること

（3）企画提案の留意事項

ア 企画提案には次の項目を記載すること

- ① 会社概要、経営規模（資本金、売上高等）
- ② イルミネーション電飾の業務実績
- ③ イルミネーションタイトル及びテーマ
- ④ 電飾のコンセプト（装飾箇所全体がイメージできる図面等）、設計書（電球の種類（製品が分かる資料を添付する事）・数量・取付部材・使用電力計算書など）
- ⑤ 期間中の保守を含む実施体制
- ⑥ 工程表

イ 電飾は暖色系をメインとし、来園者が明るい未来に希望を抱ける演出にすること。

ウ 「花」を取り入れた演出にすること。なお、花は生花に限定せず、光で花を表現するなどの工夫も可能とする。

エ 全球LED電球を使用し、省エネ、節電に配慮したものとする。

オ イルミネーション設置希望範囲図（別紙3）の設置を必須とし、公園全体を活用した演出に工夫すること。

カ 経費には、以下の費用を含めること。

- ① イルミネーション電飾の材料費、設置費、保守管理費、撤去費
- ② イルミネーション電飾に係る電気工事、電気料
- ③ 看板の設置費、撤去費
- ④ 点灯式セレモニー開催費
- ⑤ イルミネーションPR用チラシ（A4版 片面フルカラー 400部）等の印刷製本費
見積書には①～⑤示した項目別に分けて算定すること。特に、電飾の材料費はエリア別に分けて算定すること。

（4）提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

（5）提出期限

参加申込書等提出書類期限：令和8年6月25日（木）午後5時必着

企画提案書等提出期限：令和8年7月8日（水）午後5時必着

（6）提出先

藤枝市都市建設部花と緑の課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-1-1 藤枝市役所東館2階

（7）参加資格審査結果の通知

上記3及び6（1）の参加資格審査結果は、令和8年6月26日（金）までに書面で通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は書面により行う。

7 提案書等の審査、候補事業者の決定

候補事業者の選定にあたっては、プレゼンテーションを開催し、企画・提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

- (1) 開催日時
令和8年7月15日(水)
(実施時間は参加事業者に別途連絡する。)
- (2) 会場
藤枝市役所西館3階 301会議室
- (3) 説明時間
説明15分以内、質疑応答10分程度
※説明準備は説明時間に含めない。また、制限時間を超えた場合、途中でも終了とする。
- (4) 説明方法
説明者は、本業務に携わる担当者3名以内とし、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、プロジェクター等の機器を使用してもよいものとする。その場合、事前に申し出をしておくこと。
追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。
- (5) 審査基準
別表 審査点数表のとおり
- (6) 実施順序
プレゼンテーションの実実施順序は受付順にて決定する。
- (7) 会場設営
会場設営(スクリーン、プロジェクター、電源、ケーブル(HDMI及びVGA)等機器の設置含む)については、花と緑の課で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないため、必要に応じて各自準備すること。また、事前に機器の確認を希望する場合、花と緑の課に連絡すること。
- (8) 審査方法
ア 候補事業者の選定は、別表審査点数表に基づき各審査委員の評価した点数を集計して行うこととし、最も評価点の高い提案事業者を、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。
イ 委託業務の品質確保を図る為、候補事業者の選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点が60%未満だった場合は、失格とする。

8 失格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさない事業者又は候補事業者を決定するまでの間に参加資格を満たさなくなった事業者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プロポーザル方式実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 上記(2)から(4)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加事業者全員に対して、プロポーザル方式審査結果通知書を郵送により通知する。

なお、候補事業者として決定されなかった事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求められることができる。回答は書面により行う。

10 契約の締結

藤枝市は、契約候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

ただし、契約候補事業者が、参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補事業者を契約先相手方に選定する。

11 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

12 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

13 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務実施に際しては、蓮華寺池公園内で実施する工事やハスの管理作業及び蓮華寺池公園水抜き作業の妨げにならないよう、花と緑の課と協議すること。
- (4) 園路を横切る電線を設置するときは、高さを3.2m以上で設置すること。

14 問い合わせ先

藤枝市都市建設部花と緑の課

電話 054-643-3487 F A X 054-643-3280

メール midori@city.fujieda.shizuoka.jp

別表 審査点数表

	審査項目	評価の視点	指標	配点
組織 評価	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高等	5
	業務執行技術力 (履行実績)	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種業務の実績、 類似業務の実績等	5
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者数、担当者の配置、構成等	5
		期間中の保守や不具合に早急に対応できる体制か		5
見積 金額	見積金額	見積金額		5
提案 内容 評価	提案事項を実施するにあたっての取組方針	業務の目的や内容を理解しているか	企画提案の留意事項の項目に即した提案	5
	業務の実施手続	業務実施手続を示す業務フロー又は工程表等は妥当か	実施フロー又は工程表等の的確性	5
	イルミネーションのデザインや演出	提案するイルミネーションテーマに相応しいデザイン、設計がなされているか	テーマに沿ったデザインで、統一感の醸し出し、洗練された演出	20
		来園者に癒しと憩いの場を提供し、公園の魅力を引き出しているか	癒しと憩いの場に相応しい配色	10
		来園者が何度訪れても飽きないよう工夫されているか	新しい演出や話題性等	10
		園内を効果的に活用しているか	プロムナード園路や池を活用した演出、園内の特徴を活かした演出	10
	独創性	提案内容に独創性や独自の工夫、ポイント等の提案があるか	スポンサー協賛等の独自の提案	10
	取組姿勢	積極的に取組む意欲を感じられるか	業務への意欲、積極性	5
合計				100